

件名	臨時的任用職員の公募・人選について
受付日	令和3年9月24日
ご意見・ご提案の概要	県教育委員会のHPには、臨時的任用職員や会計年度任用職員の「登録制度」の案内はあるが、いずれも「登録者の中から必要に応じて任用する」とのことだけで、具体的な人選基準が不明確である。
県の考え方	「臨時的任用職員（常勤講師）」および「会計年度任用職員（非常勤講師）」の任用につきましては、任用を必要とする学校が、各校で必要とする条件のもとで速やかに任用できることが必要です。そのため、必要が生じた際に、登録いただいた内容をもとに随時任用が可能となる登録制をとっており、一次試験合格者の優先任用や必要が生じた都度のHPでの募集等は現在考えておりません。なお、教科科目によって臨時的任用職員等の必要数に大きな差があり、必ずしも全ての教科科目に臨時的任用が必要な状況が生じるわけではないことをご了承ください。
担当課	教育委員会 教職員課